

提言
要旨

平成29年7月4日

日本学術会議

社会学委員会社会変動と若者問題分科会

若者支援政策の拡充に向けて

1 作成の背景及び現状の問題点

1990年代以降の経済低迷の長期化と社会変化の中で、若者（本提言ではおおむね15歳以上40歳未満を想定）は、貧困、教育機会・労働市場・社会保障からの排除、家族形成の困難、地域間の分断など、厳しい状況に置かれている。若者が多様で自由な選択を通じて自らの可能性と活力を発揮できるための社会的条件を整えることは、社会の維持存続にとっても喫緊の課題となっている。本提言では、若者支援政策に関して、(1) セーフティネット、(2) 教育・人材育成、(3) 雇用・労働、(4) ジェンダー、(5) 地域・地方、という5つの軸を設定し、以下の諸点について、政府・地方自治体等による早急な検討と改善を呼びかける。

2 提言の内容

(1) セーフティネット

- ①生活保護受給者の高等教育機関への進学及び自家用車の使用の承認。
- ②若年層も入居が可能で家賃の低い公営住宅や学生寮等の拡充整備。
- ③困窮者への支援付き住居の提供を行う NPO 等への補助金の拡充及び支給基準の明確化。
- ④所得税及び住民税における特定扶養控除の拡充を通じた、16～18歳の子どもを持つ世帯の所得保障の拡充。

(2) 教育・人材育成

- ①高校専門学科（職業学科）及び公共職業訓練の定員拡大と、産業構造の変化に即した教育・訓練内容の変革・改善。
- ②教育機関におけるワークルール教育の推進。
- ③教育無償化に向けて、段階的な学費引下げ等の先行実施。
- ④高校専門学科（職業学科）から大学等の高等教育機関への進学機会の拡大。
- ⑤国・地方自治体・独立行政法人が設置する大学校・短期大学校等を学校教育法第一条に規定される教育機関と同格化し、学位取得と他機関への編入・進学のを機会を保障すること。

(3) 雇用・労働

- ①全ての労働者について、残業時間の上限を月50時間とする規制を設け、違反への罰則と、従業員の正確な労働時間の把握義務を企業に課すこと。

- ②企業に対し、求人時・採用時に労働条件を明示し、採用時にはそれを明記した文書を採用者に交付することを義務付けること。明示される労働条件には、賃金・手当、労働時間、残業時間、休日・休暇、勤務地、諸手当に加えて、新たに職務内容を加える規則改正を行うこと。
- ③1500円程度を目標として最低賃金を引き上げる工程を提示し、違反の取締りを強化すること。
- ④就労者に対し、個人加盟ユニオンを含む労働組合への加入を奨励・促進し、労働組合費を税額控除や所得控除の対象に含めること。

(4) ジェンダー

- ①セクシュアルハラスメント等の実態や対応策についての教育の普及・拡充。
- ②離婚後に養育費に関して取り決めた公正証書の作成を義務付け、支払われない場合は地方自治体等が代位弁済した上で差し押さえるなど、ひとり親を支援する仕組みの強化。
- ③婚姻時の別姓選択の法的承認に向けて議論を加速すること。
- ④税制や社会保険加入に関し、特定の収入額で境界を設けない料率制の導入。

(5) 地域・地方

- ①NPO等が地域の若者の個別的・包括的な支援に当たる仕組みの整備・強化。
- ②「地域おこし協力隊」等において、地域内外の若者が共同で地域活性化に取り組むことの承認と奨励。
- ③地方自治体内の委員会等のポストにおける男女同数を基本方針とすること。
- ④若者の地域間交流を図るため、短期・長期の国内留学制度を拡充すること。
- ⑤住宅、保育・教育、医療などの現物支援を通じて、多様な形態での家族形成が可能な環境を整備すること。